

## 大熊町職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、本町職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

### 記

処 分 年 月 日	令和8年2月9日		
処 分 の 種 類	懲戒処分	処分の程度	減給(2ヶ月 10分の1)
職員の所属部局	環境対策課		
職 員 の 役 職	総括主任	年 代 等	40代(男性)
処分事案の内容	当該職員は、令和7年度防犯灯の工事に関する事務において、適正な事務処理を怠り、支払いを遅延させた。また、過去において類似の非違行為を行ったことを理由として減給等の懲戒処分を受けているにもかかわらず、改善が見られなかった。		

処 分 年 月 日	令和8年2月9日		
処 分 の 種 類	懲戒処分	処分の程度	減給(1ヶ月 10分の1)
職員の所属部局	農業振興課		
職 員 の 役 職	主査	年 代 等	30代(男性)
処分事案の内容	当該職員は、令和7年度農業委員会の事務処理において、公印の無断使用、視察研修の不適正な事務処理、農地に関する証明・申請の事務処理怠慢、農業委員会だよりの送付遅延という、処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていた。		